講義②

オープンデータ化支援研修

～第2部　オープンデータを公開するための手順～

Contents

１．はじめに

２．オープンデータを公開するための基本的な作業

３．オープンデータを継続していくための取り組み

４．【補足】e-learningの紹介

Contents

１．はじめに

２．オープンデータを公開するための基本的な作業

３．オープンデータを継続していくための取り組み

４．【補足】e-learningの紹介

１．はじめに

オープンデータの公開は大変、と思っていませんか？

１．はじめに

実は、オープンデータ公開の「最初の一歩」は、すぐにでもできるんです！この研修は、

私もオープンデータ、公開できそう！

と実感していただく研修です

１．はじめに

すでに、ほとんどの自治体では、ホームページ上で様々な情報を公開しています。

人口を
公開している例

画面に直接表示

PDF形式のファイルを掲載

引用：那須烏山ホームページ<http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/index.cfm/6,22463,13,125,html>

1．はじめに

実はこの公開情報に、二次利用可能なデータとして利用を許可するような利用ルールをつければ、それはもうオープンデータになります。

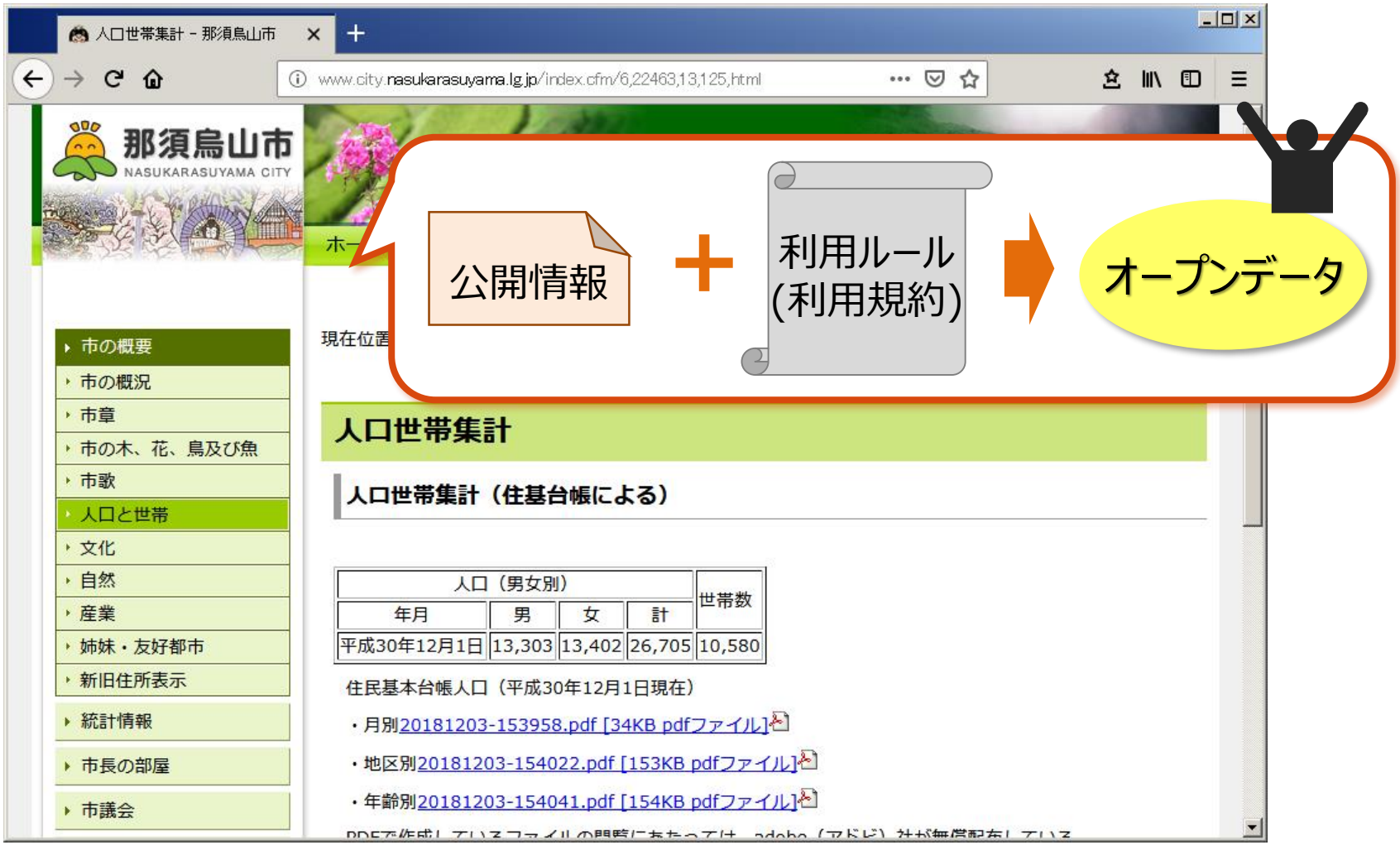

引用：那須烏山ホームページ<http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/index.cfm/6,22463,13,125,html>

１．はじめに

オープンデータの取組みは、業務担当課と、オープンデータとりまとめ部署が、連携して進めていくことが重要です。

庁内のオープンデータ作業の分担の例

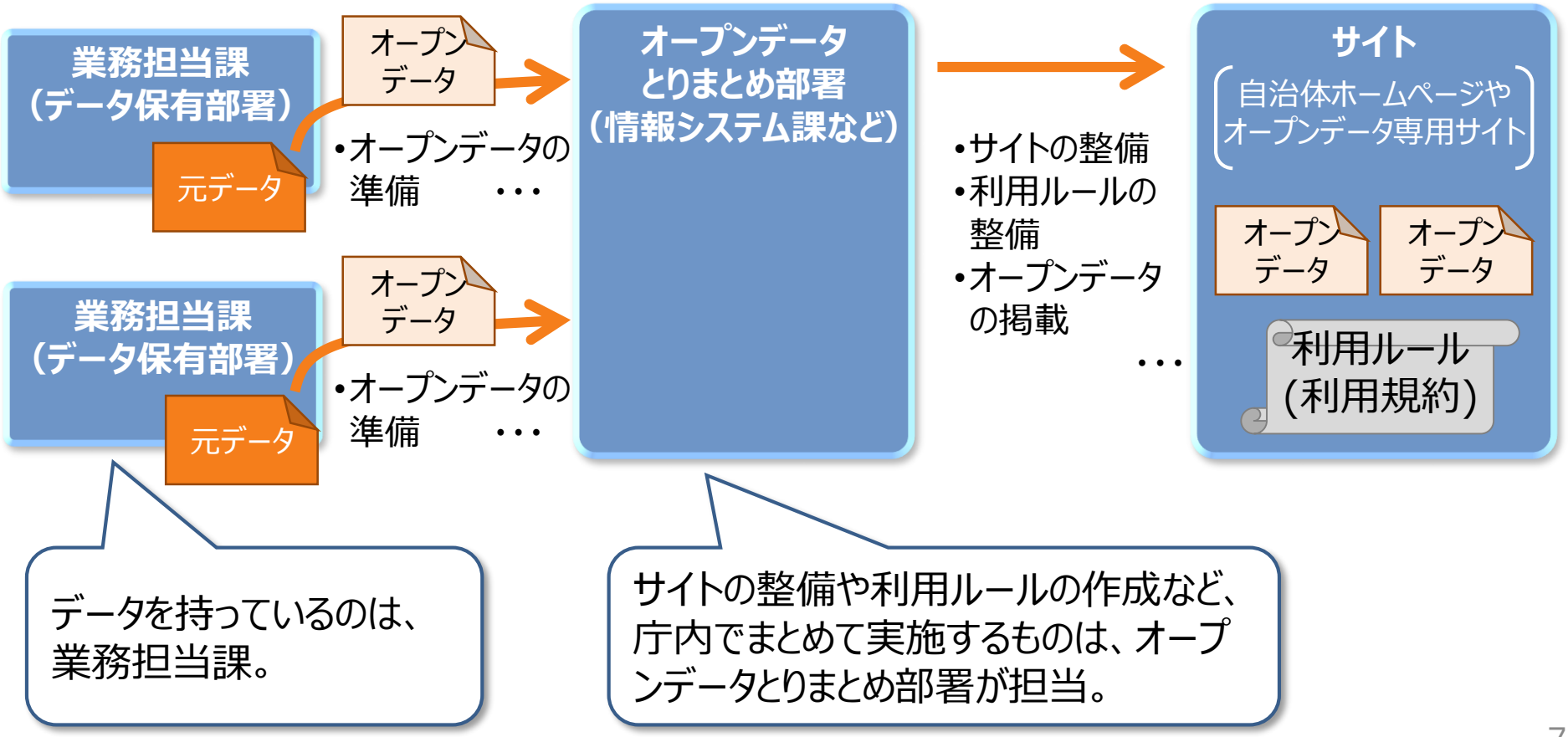

１．はじめに

この研修では、**業務担当課（データ保有部署）**の方を対象に、**オープンデータを公開するために何をすればよいか**についてご説明します。

◆ まず、

いまある情報を活かして最短距離でオープンデータを公開するための作業や、より使いやすいデータとするための作業などを、ご説明します。

→ **２章 オープンデータを公開するための基本的な作業**

◆ 次に、

公開済みのオープンデータの更新や、拡充など、継続的な取り組み内容についてご説明します。

→ **３章 オープンデータを継続していくための取り組み**

Contents

１．はじめに

２．オープンデータを公開するための基本的な作業

４．オープンデータを継続していくための取り組み

４．【補足】e-learningの紹介

Contents

２．オープンデータを公開するための基本的な作業

(1) 利用ルールと一緒に公開する

(2) 利用ルールを整備する

(3) 公開するデータを選ぶ

(4) オープンデータにより適したデータにする

２．オープンデータを公開するための基本的な作業

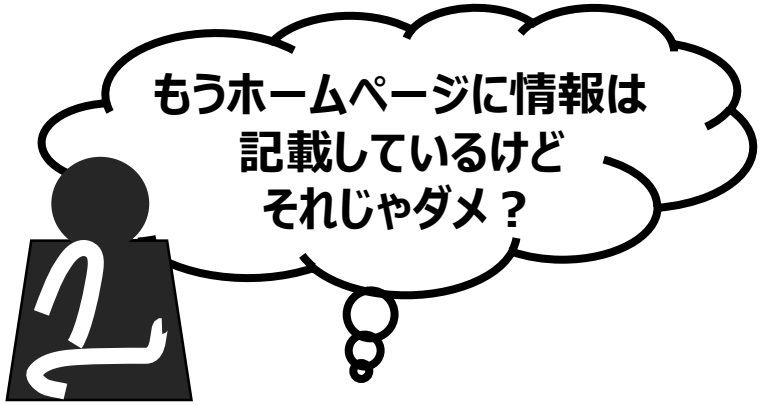

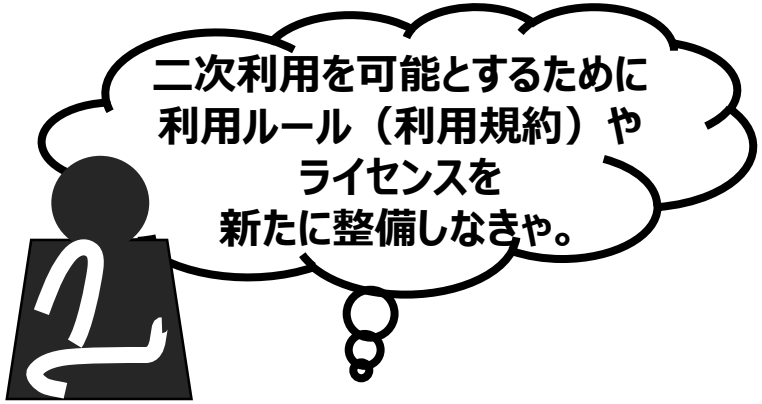

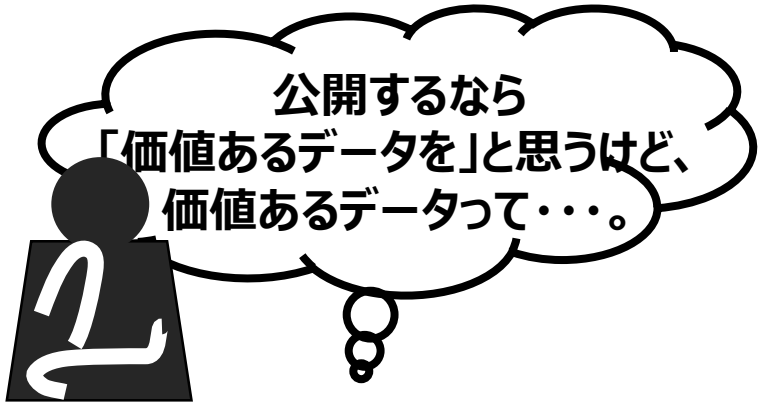

２章では、このような疑問に対して、
実際にどのような作業が必要となるかについてご説明します。

２．オープンデータを公開するための基本的な作業

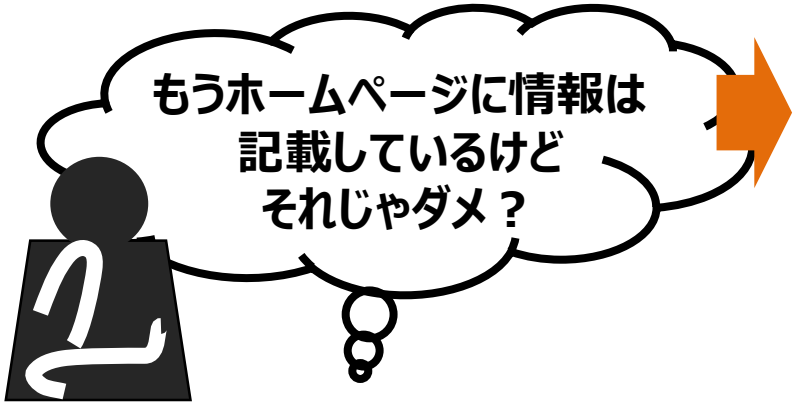

- 利用者がデータの加工や再配布等を行なえないと思われる可能性があるため、二次利用が可能なデータであることを提示する必要があります。

(1) 利用ルールと一緒に公開する

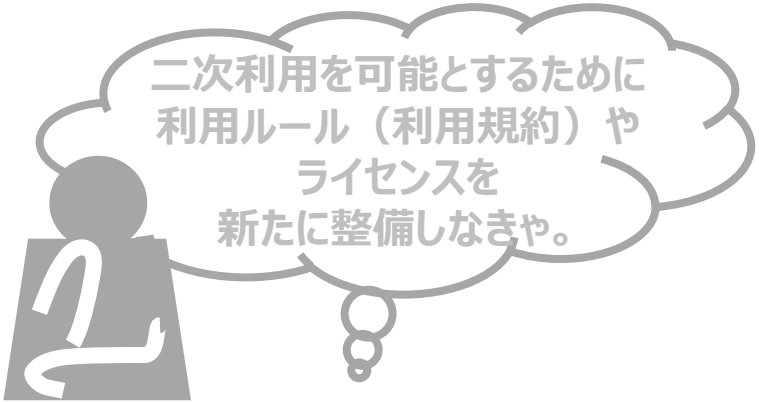

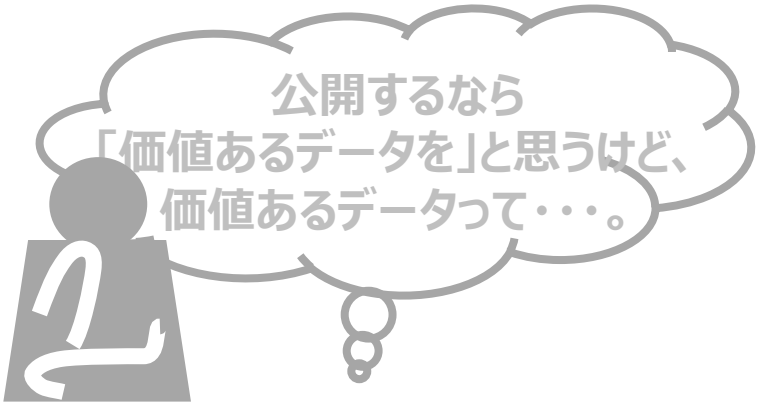

(1) 利用ルールと一緒に公開する

オープンデータには利用ルール（利用規約）が必要です

オープンデータ ＝ 誰もが利用でき、二次利用可能なデータ

- 利用者が加工、再配布等を行なえること

- データと併せて、営利目的、非営利目的を問わず、二次利用してよい旨などを、利用ルール（利用規約）として明確に提示する必要があります。

データをホームページ等のWebサイトに公開すれば、利用者はそのデータを利用できます。

しかし、データを公開するだけでは、利用者がデータに対する権利等の観点から、そのデータを二次利用してよいかどうか判断できず、この状態では、オープンデータとは言えません。

※利用ルール（利用規約）の記載方法等については、「(2) 利用ルールを整備する」でご説明します。

(1) 利用ルールと一緒に公開する

すでに自治体のホームページで公開している情報は、利用者にとって有益なデータであるものと考えます。オープンデータとすることで、利用者にとって活用しやすいデータになり、さらにデータの価値が上がります。
まずは、このような情報をオープンデータとすることから始めるのも良い方法です。

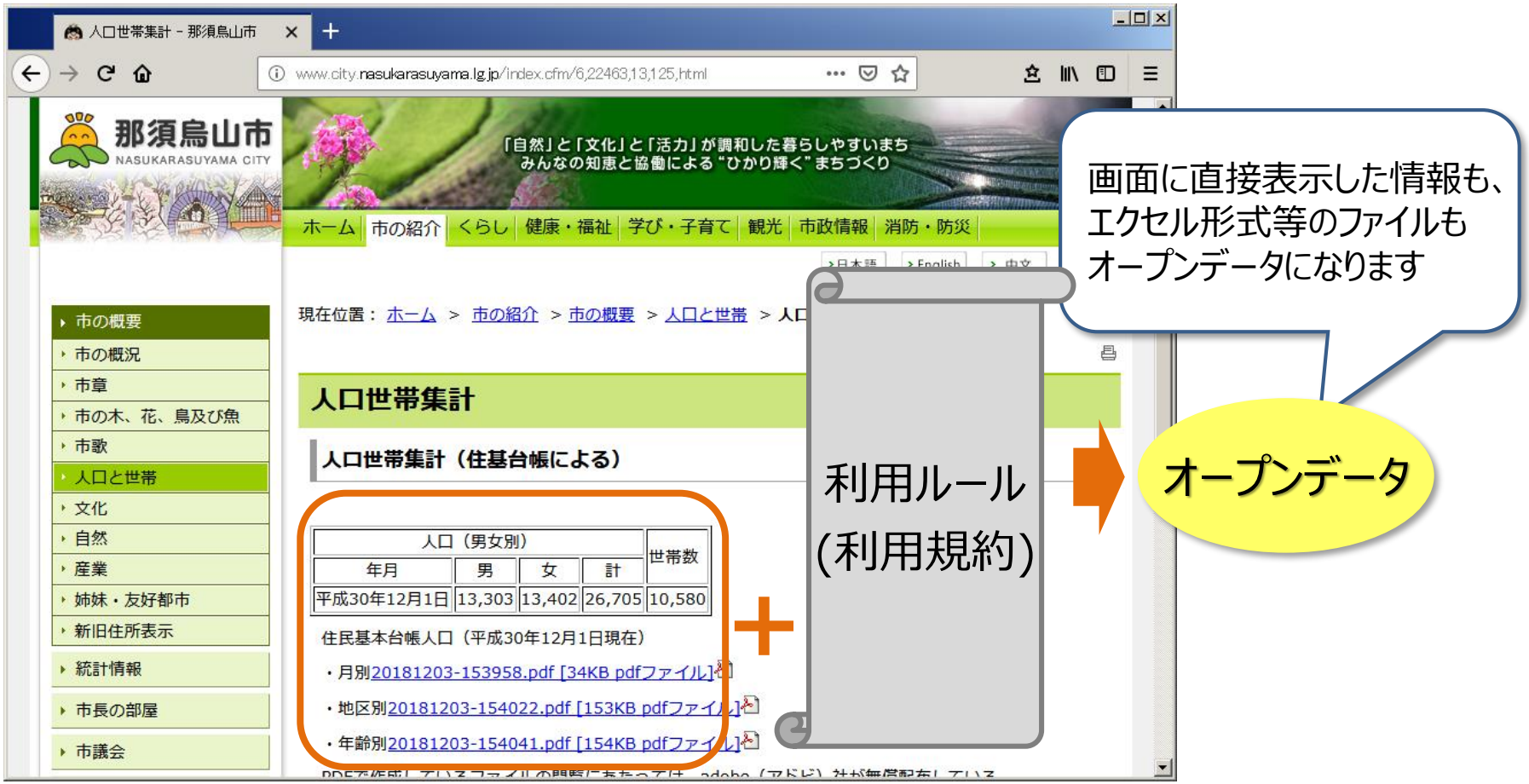

引用：那須烏山ホームページ<http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/index.cfm/6,22463,13,125,html>

(1) 利用ルールと一緒に公開する

また、例えば都道府県に、共同で利用できるようなオープンデータのサイトがあれば、そのサイトにデータを載せるだけで、オープンデータとすることができます。

出典：北海道オープンデータポータル（試行版）<https://www.harp.lg.jp/opendata/>

２．オープンデータを公開するための基本的な作業

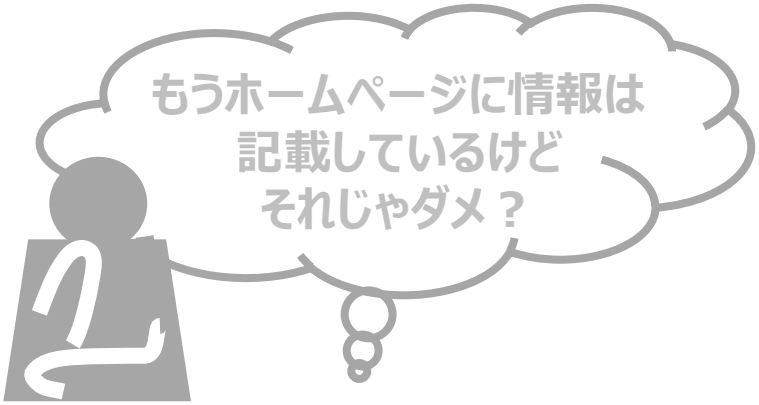

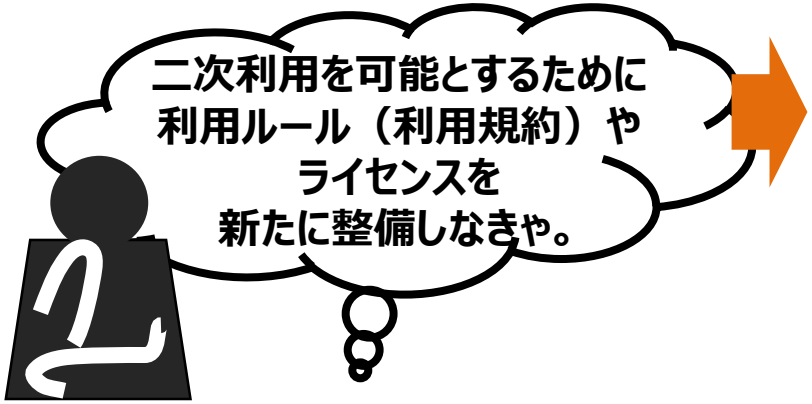

- 利用ルールには、二次利用可能であること、利用の際の条件を記載します。
- 免責事項についても記載します。

(2) 利用ルールを整備する

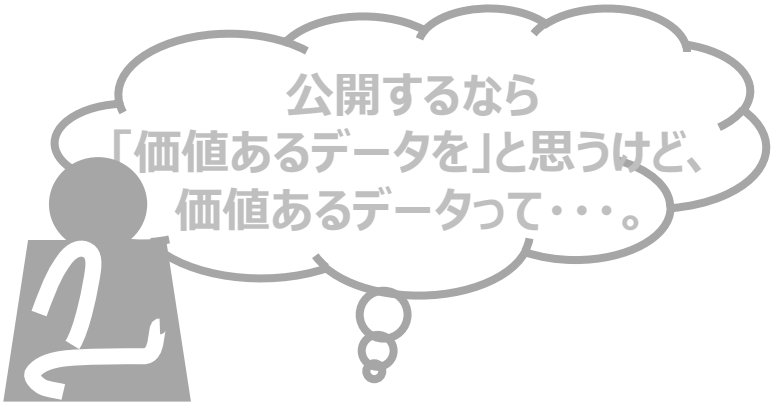

(2) 利用ルールを整備する

利用ルール（利用規約）の記載内容

KYOTO OPEN DATA
京都市オープンデータポータルサイト

サイト内検索　検索

データ一覧　ご利用に当たって　利用規約　京都市の取組　事例紹介　アプリ一覧　よくある質問　お問い合わせ

ホーム » 京都市オープンデータ利用規約

京都市オープンデータ利用規約

※　京都市オープンデータ利用規約の内容は，必要に応じて，事前の予告なしに変更する場合があります。データをご利用の際は，必ず最新の内容を確認してください。

京都市オープンデータ利用規約（以下「本規約」といいます。）は，京都市オープンデータポータルサイト「KYOTO OPEN DATA」（以下「本サイト」といいます。）で提供しているデータの利用について定めたものです。

1　利用に当たって

本サイトで提供しているデータの利用をもって本規約の内容を承諾いただいたものとみなします。

2　ライセンス表示

(1)　本サイトで提供しているデータに存在する，京都市（以下「本市」といいます。）等が著作権を有する著作物の利用（複製，公衆送信，翻訳・変形等の翻案等）については，原則として，クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際（以下「ライセンス」といいます。）によるものとします。

出典：京都市オープンデータポータルサイト「KYOTO OPEN DATA」<https://data.city.kyoto.lg.jp/kiyaku>

(2) 利用ルールを整備する

利用ルール（利用規約）の記載内容

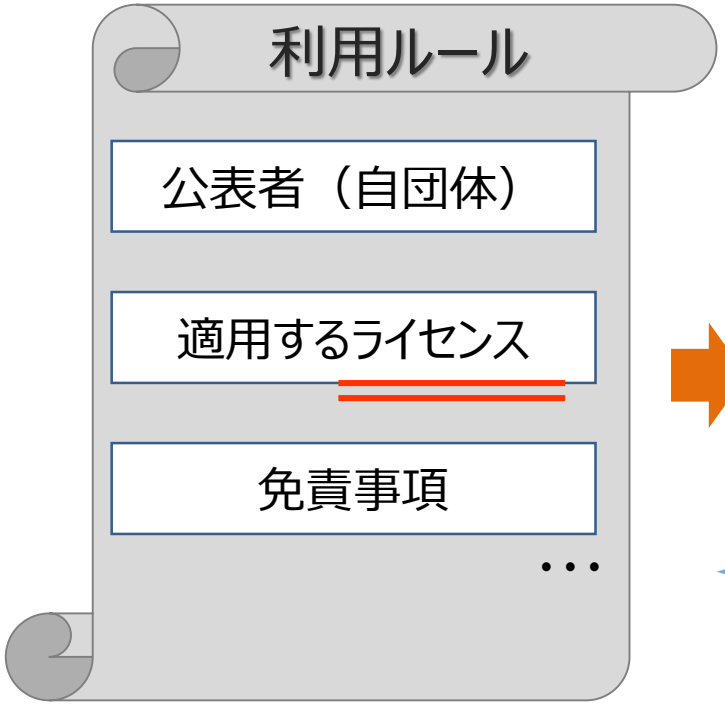

- 公開するデータに対して、利用者がデータを利用できることを提示するためのツール

オススメ

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CCライセンス）の「CC BY」を適用する

(2) 利用ルールを整備する

利用ルール（利用規約）の記載内容

KYOTO OPEN DATA
京都市オープンデータポータルサイト

サイト内検索　検索

データ一覧　ご利用に当たって　利用規約　京都市の取組　事例紹介　アプリ一覧　よくある質問　お問い合わせ

ホーム » 京都市オープンデータ利用規約

京都市オープンデータ利用規約

本サイトで・・・著作物の利用については、
クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際（以下「ライセンス」といいます。）
によるものとします
※「表示4.0国際」が「CC BY」と同義

1　本サイト[illegible]ているデータの利用をもって本規約の内容を承諾いただいたものとみなします。

2　ライセンス表示

(1)　本サイトで提供しているデータに存在する，京都市（以下「本市」といいます。）等が著作権を有する著作物の利用（複製，公衆送信，翻訳・変形等の翻案等）については，原則として，クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際（以下「ライセンス」といいます。）によるものとします。

出典：京都市オープンデータポータルサイト「KYOTO OPEN DATA」<https://data.city.kyoto.lg.jp/kiyaku>

(2) 利用ルールを整備する

CCライセンスについて

- CCライセンスとは、データを公開する者が、公開する際に、利用可能である旨を表示するためのツールです。
- CCライセンスを使うことで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示を行なえます。
- データに著作権が発生している場合は、公表者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、利用者は、ライセンス条件の範囲内でデータを利用することができます。

出典：クリエイティブ・コモンズ・ジャパン　ホームページ（https://creativecommons.jp/）

CCライセンスには、利用条件によって、いくつかの種類があります。

このうち、「CC BY」とは・・・

- 原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される**最も自由度の高いCCライセンス**。

出典：クリエイティブ・コモンズ・ジャパン　ホームページ（https://creativecommons.jp/）

(2) 利用ルールを整備する

免責事項

間違ったデータを公開したら、職員の責任になるのでは？

免責事項

自治体がオープンデータとしてデータを公開するにあたっては、

- コンテンツの正確性等は保証しないこと
- コンテンツを用いて行う一切の行為に公表者は責任を負わないこと

を表明することが望ましいです。

なお、正確性を保証しない、という免責事項を記載したとしても、データに間違いがあることを見つけた場合は、データを非公開にしたり、速やかにデータを修正するといった対応が望まれます。

免責事項の記載例

第６条（無保証）

公表者は、本サイトで公開しているコンテンツの正確性、網羅性、特定の目的への適合性等について、一切保証しません。公表者は、本サイトで公開しているコンテンツを用いて行う一切の行為（それらを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について、何ら責任を負うものではありません。公表者が、コンテンツにおいて、第三者に権利があることを表示・示唆している場合であっても、その表示・示唆は網羅的なものではありません。

出典：データカタログサイト DATA.GO.JPの利用規約（http://www.data.go.jp/terms-of-use/terms-of-use/）

(2) 利用ルールを整備する

補足　免責事項の記載内容について

- CC BYには無保証および責任制限の条項が含まれています。
- とはいえ、利用者に対して確実に通知すべき事柄であるため、利用者の目に触れやすいところに、無保証、免責について掲示することが望ましいです。
- ただし、利用ルール（CC BYの無保証および責任制限条項等）の条件と矛盾する内容にならないよう注意してください。

(2) 利用ルールを整備する

補足　利用ルール（利用規約）の整備について

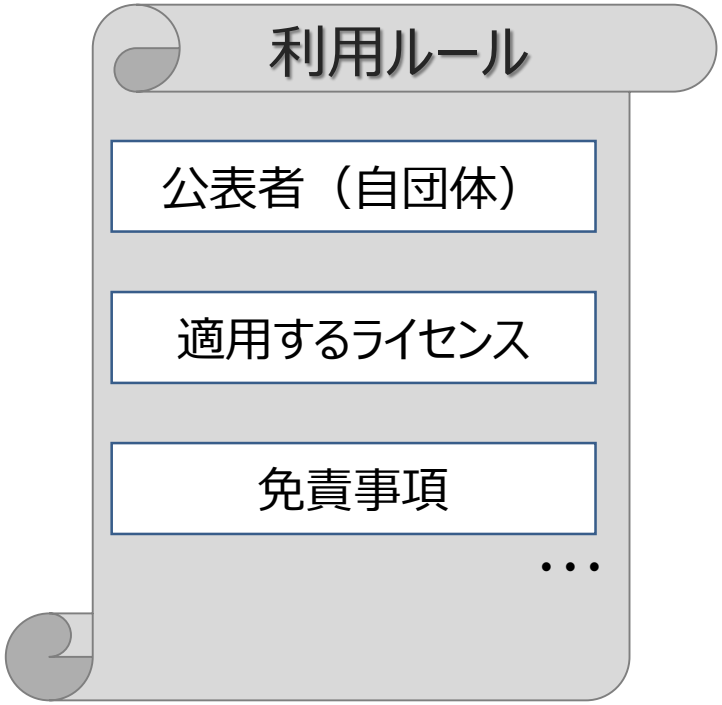

- 利用ルールは、特に異なるルールで公開するオープンデータがない場合、自治体で1つ定めるのが一般的です。
- 公開したデータについてどのような利用を認めているのか、免責事項、などについて理解しておくことが大切です。
- また、利用ルールはオープンデータとりまとめ部署等が作成し、各課に確認が求められることがありますので、一般的な利用ルールについての理解も必要となります。

２．オープンデータを公開するための基本的な作業

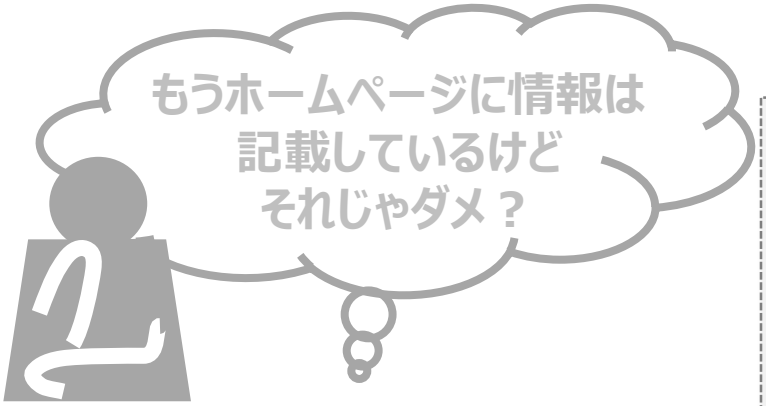

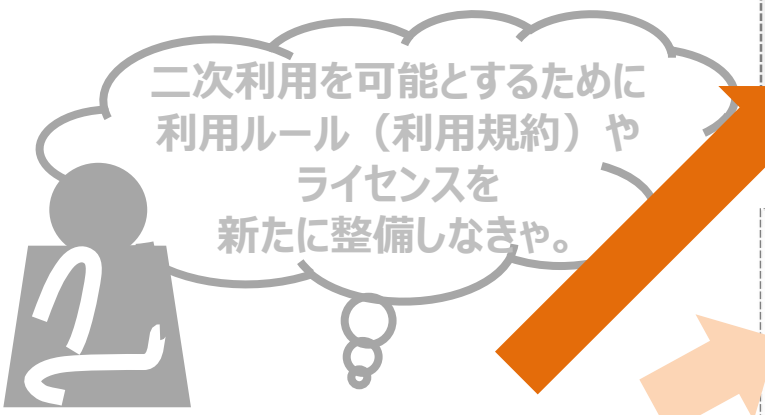

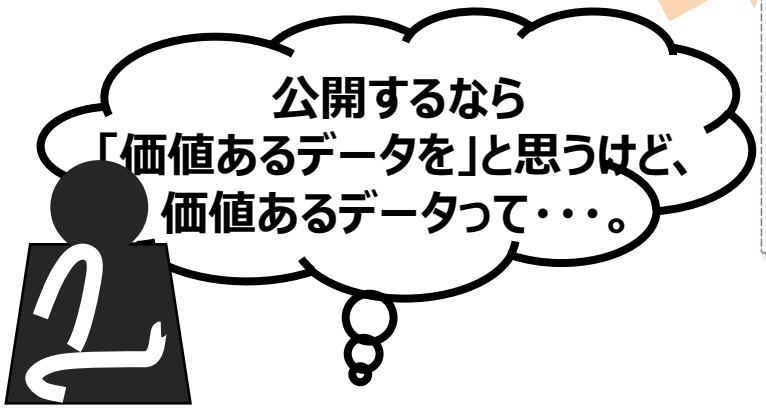

価値あるデータ ＝ **広く利用されるデータ**

(3) 公開するデータを選ぶ

価値あるデータ ＝ **使いやすいデータ**

(4) オープンデータにより適したデータにする

(3) 公開するデータを選ぶ

オープンデータでは、

価値あるデータ ＝ **広く利用されるデータ** ➡ **利用者のニーズが高いデータ**

公開するデータの選び方の例

① 住民やデータ利用者のニーズが高いデータを選ぶ

- アンケートなどの調査結果を参考にする
- 情報公開請求件数が多い情報を参考にする
- 推奨データセットのデータから選ぶ

次ページ以降で内容をご説明します

② 地域課題と関係が深い（住民の関心の高い）データを選ぶ

③ ニーズに関わらず、自治体として積極的に公開すべきデータを選ぶ

(3) 公開するデータを選ぶ

- 各団体でアンケートなどを実施したり、国などでまとめている調査結果を活用する

自治体に対する、オープンデータの取組状況に関するアンケートの結果です。
ニーズ確認の取組を行った結果、ニーズの高かった分野の集計結果（上位5つの分野を抜粋）です。

順位	分野	回答団体数に対する割合
1	防災分野の各種情報	49%
2	基礎的な統計情報（人口、産業等）	33%
3	公共施設の位置やサービスに関する情報	33%
4	観光に関する情報	32%
5	子育てに関する情報	30%

出典：「オープンデータの取組に関する自治体アンケート結果（内閣官房IT総合戦略室、平成28年12月実施）」

(3) 公開するデータを選ぶ

● 情報公開請求で請求（公開）件数が多い情報を参考にする

- これまで情報公開請求を受け、随時公開していた情報のうち、請求が多いものなどはあらかじめオープンデータとして公開しておくことで、業務負担を軽減できるケースがあります。

情報の例

- ✓ 食品関係営業者台帳、理美容所施設一覧、旅館業営業施設一覧
- ✓ 病院・診療所一覧、施術所一覧(整骨院、はり等)
- ✓ 介護施設一覧、公営住宅空き家一覧
- ✓ 各種統計データ、住居表示台帳

(3) 公開するデータを選ぶ

● 推奨データセットのデータから選ぶ

「推奨データセット」とは

- 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画における重点分野や「地方公共団体アンケート」（平成28年12月実施）における**ニーズの高い分野を中心に**先進地方公共団体の公開済データ等を参考にしつつデータセットを選定。
- 「推奨データセット」は、地方公共団体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう**公開することが推奨される**データセットおよびフォーマット標準例をとりまとめたもの。

出典：平成29年12月22日　内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 「推奨データセットについて」

推奨データセット	推奨データセット
01.AED設置箇所一覧	08.公衆トイレ一覧
02.介護サービス事業所一覧	09.消防水利施設一覧
03.医療機関一覧	10.指定緊急避難場所一覧
04.文化財一覧	11.地域・年齢別人口
05.観光施設一覧	12.公共施設一覧
06.イベント一覧	13.子育て施設一覧
07.公衆無線LANアクセスポイント一覧	14.オープンデータ一覧

出典：平成29年12月22日　内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 「推奨データセットについて」

(3) 公開するデータを選ぶ

● 推奨データセットのデータから選ぶ

「推奨データセット」とは

推奨データセットでは、各データセットについて、データ項目や形式等を提示しています。

データ項目（指定緊急避難場所一覧）（注1）					
項目No.	項目名	区分	説明	形式	記入例
1	NO	◎	地方公共団体内で指定緊急避難場所（注2）が一意に決まるよう、NOを設定し、記載。	文字列（半角数字）	3
2	名称	◎	指定緊急避難場所の通称や建物等の名前を記載。	文字列	○○小学校
3	名称_カナ	◎	指定緊急避難場所の通称や建物等の名前をカナで記載。	文字列（全角カナ）	○○ショウガッコウ
4	住所	◎	指定緊急避難場所の住所を記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。	文字列	北海道札幌市厚別区2-○-○
5	方書		指定緊急避難場所の住所の方書を記載。	文字列	○○ビル1階
6	緯度	○	指定緊急避難場所の緯度を記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。	文字列（半角文字）	43.064310

出典：平成29年12月22日　内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
「データ項目定義書（ベータ版）第0.1版　2017/12/22」

区分（必須・任意等）を参考に保有している情報から公開を進めることを推奨します。

(3) 公開するデータを選ぶ

補足　推奨データセットとは・・・

- 各地方公共団体においては、必ずしも最初から全てのデータセット公開に取り組まなければならないというものではなく、本データセットを参考に、各団体において公開可能なデータセットから公開を進めていただくことを期待するものです。
- また、既に推奨データセットと同様のデータセットを公開している場合、フォーマットの共通化による利用者の利便性向上の観点から、推奨データセットとデータ項目等を合わせることが望ましいですが、必ずしも対応しなければならないものではありません。

出典：平成29年12月22日　内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 「推奨データセットについて」

２．オープンデータを公開するための基本的な作業

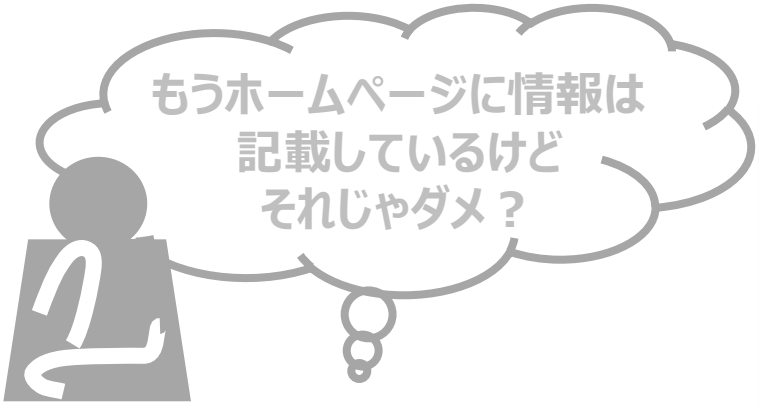

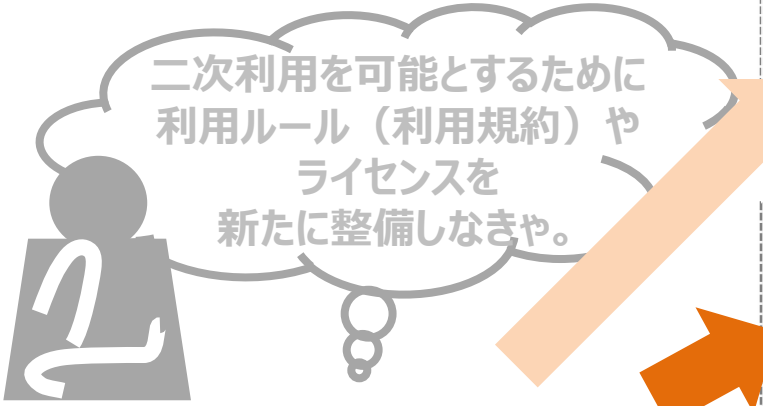

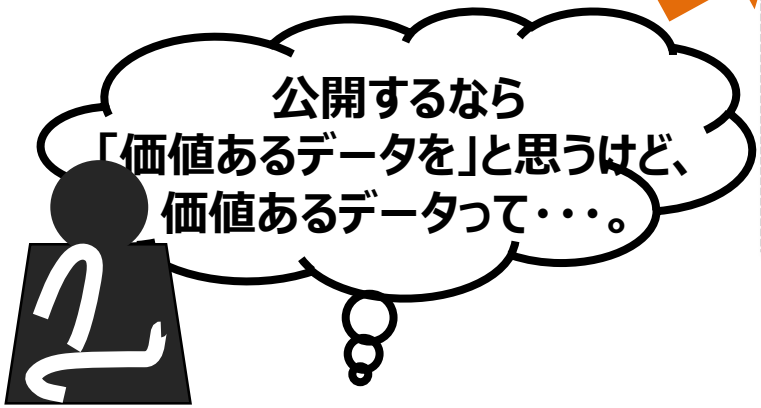

価値あるデータ ＝ **広く利用されるデータ**

(3) 公開するデータを選ぶ

価値あるデータ ＝ **使いやすいデータ**

(4) オープンデータにより適したデータにする

(4) オープンデータにより適したデータにする

オープンデータでは、

価値あるデータ ＝ **使いやすいデータ** ➡ コンピュータで扱いやすいこと

オススメ

オープンデータで、より使いやすいデータとするには、「CSV形式」のファイルとする。

(4) オープンデータにより適したデータにする

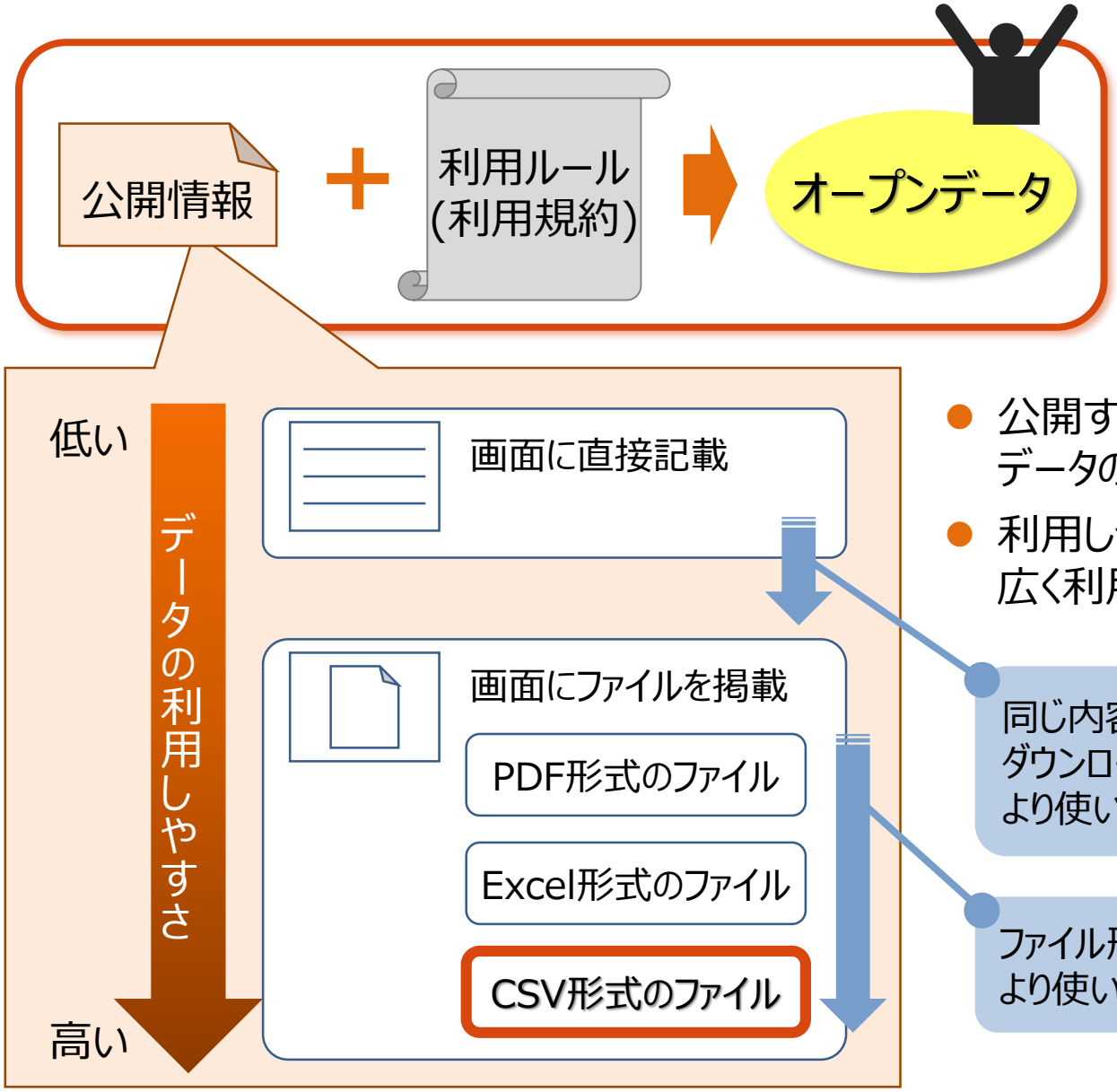

どんな形式のデータでも、
二次利用可能なかたちで
公開したデータは、
すべてオープンデータとなります

- 公開するデータの形式などによって、データの利用しやすさは異なります。
- 利用しやすいデータとすることで、さらに広く利用されることが期待できます。

同じ内容でも、
ダウンロード可能なファイルを追加すると、
より使いやすいデータとなります

ファイル形式を変えることで、
より使いやすいファイルとなります

(4) オープンデータにより適したデータにする

なぜCSV形式のデータがオープンデータに適しているのか・・・

1 一覧などのデータを表現するのに適しています

- ファイルには、いろいろな形式があり、情報の内容によって、適したファイル形式も異なります。
- 自治体が持っているデータのうち、利用者のニーズが高いデータには、避難場所一覧、子育て施設一覧といった情報や、地域別人口のような統計情報が多く含まれています。
- このようなデータには、**表形式**が適しています。

- 「表形式」とは、行と列を縦横に表すデータ

- さらに、**表形式**のデータには、Excel形式や、**CSV形式**のファイルが適しています。

(4) オープンデータにより適したデータにする

補足　情報の種類に適したファイル形式の例

情報の内容によって、適したファイル形式も異なります。

情報の種類	ファイル形式	
統計情報、施設の一覧など一覧形式となっている情報、予算・決算情報	表形式	Excel形式 CSV形式　など
報告書など、文章による情報や、図形、画像等が混在している情報	文書形式	PDF形式 Word形式　など
主に地図と組合せて利用する情報で、線や面などのデータを含むもの	地理空間情報形式	shp形式など

(4) オープンデータにより適したデータにする

なぜCSV形式のデータがオープンデータに適しているのか・・・

2 コンピュータが処理するのに適しています

オープンデータは、**コンピュータが読み取りやすい形**が望ましいです。

- コンピュータが読み取りやすい形であることを「機械判読に適している」といいます
- データの構造（例えばタイトルや図表等）をコンピュータが判別しやすく、構造の中の値（例えば数値やテキスト等）が処理しやすい形式になっていることを表します

(4) オープンデータにより適したデータにする

なぜCSV形式のデータがオープンデータに適しているのか・・・

2 コンピュータが処理するのに適しています

A Excel形式のデータの例

○ ○ 市 の 人 口

平成３０年９月３０日現在

大字名	男女別	常住人口	自然動態		社会動態		その他
			出生	死亡	転入	転出	転居
北一丁目	男女計	5,197	13				
	男	2,437	8				
	女	2,760	5				
南二丁目	男女計	5,698	7				
	男	2,637	3				
	女	3,061	4				
合計	**男女計**	**10,895**	**20**				

B CSV形式のデータの例

```
大字名,男女別,常住人口,出生,死亡,転入,転出,
北一丁目,男女計,5197
北一丁目,男,2437,8,22,56,101,-5
北一丁目,女,2760,5,10,30,65,1
南二丁目,男女計,5698,7,23,29,145,-3
南二丁目,男,2637,3,15,9,90,-5
南二丁目,女,3061,4,8,20,55,2
合計,男女計,10895,20,55,115,311,-7
```

- コンピュータで扱いやすい情報は、利用者（人間）にとって必ずしも見やすいとは限りませんが、コンピュータで扱いやすいデータとして公開することで、民間でのサービス創出など利活用が進みやすくなります。
- オープンデータは、二次利用によってさらに価値を生むことを目指しているため、コンピュータで扱いやすい情報であることに重点をおきます。

(4) オープンデータにより適したデータにする

補足　Excel形式とCSV形式の違い

Excel 形式

- ファイルの中身を読むには、専用のアプリ（Excelソフト）が必要となります。
- 人が見やすい表にするために、各種編集を行なっている場合、コンピュータが、各セルに何が入力されているか判断するためには、手間がかかります。

Excel形式のデータの例

	B	C	D	E	F	G	H
1	○　○　市　の　人　口						
2				平成３０年９月３０日現在			
3	大　字　名	男女別	常住人口	自然動態		社会動態		その他
4				出生	死亡	転入	転出	転居
5	北一丁目	男女計	5,					
6		男	2,					
7		女	2,					
8	南二丁目	男女計	5,					
9		男	2,6					
10		女	3,061	4	8	20	55	2
11	合計	男女計	10,895	20	55	115	311	△ 7

(例)
・表の欄外に情報を付ける（表のタイトルや日付など）
・複数の行や列で共通する情報をあらわすためにセルを結合する
・各項目の見出しを2行にしてグループ化する（セルを結合する）

機械判読にあまり適していません

(4) オープンデータにより適したデータにする

補足　Excel形式とCSV形式の違い

CSV形式

CSV形式のファイルは、各領域（セル）をカンマ「,」で区切ったテキストファイルです。

- 各列にどのような情報が入っているかが明確で、1行1データという構造のため、コンピュータが、どの列に何が入力されているかを判断しやすくなっています。
- 項目の見出しと内容が異なる行に入力されていることから、コンピュータが内容のみを読み取ることが容易になっています。

CSV形式のデータの例

```
大字名,男女別,常住人口,出生,死亡,転入,転出,転居
北一丁目,男女計,5197,13,32,86,166,-4
北一丁目,男,2437,8,22,56,101,-5
北一丁目,女,2760,5,10,30,65,1
南二丁目,男女計,5698,7,23,29,145,-3
南二丁目,男,2637,3,15,9,90,-5
南二丁目,女,3061,4,8,20,55,2
合計,男女計,10895,20,55,115,311,-7
```

➡ ◎ **機械判読に適しています**

(4) オープンデータにより適したデータにする

補足　紙、PDFの場合

紙　紙のままでは、コンピュータは読み取るのが難しいです。 → ✕ **機械判読に適していません**

PDF　コンピュータで読み込めますが、データの構造や構造の中の値の判別は難しいです。 → ✕ **機械判読に適していません**

(4) オープンデータにより適したデータにする

機械判読に適したファイルの作成

CSV形式でも、情報の記載方法によって、機械判読に適さなくなってしまう場合があります。

CSV形式のデータの例

```
北海道,  1000,    3,   ・・・
青　森,   900,  ***    ・・・
```

1 見やすくするために、間に空白を入れていませんか？

STOP!

2 例えば数値が取得されていない場合に、代わりの文字を入れていませんか？

STOP!

- 「機械判読しやすい」という観点からは、このような編集は行なわないほうが、より使いやすいデータとなります。

(4) オープンデータにより適したデータにする

機械判読に適したファイルの作成

CSV形式でも、情報の記載方法によって、機械判読に適さなくなってしまう場合があります。

CSV形式のデータの例

```
北海道,  1000,    3,   ・・・
青森,   900,     ,   ・・・
```

1 見やすさのための空白は入れません

2 数値の項目には記号は入れず、ゼロや空白（何も入力しない）とします。

- CSVファイルの作成については、Excelでデータを入力し、「名前を付けて保存」機能で、CSV形式のファイルを選択して保存することができます。

２．オープンデータを公開するための基本的な作業　（まとめ）

- すでにホームページに掲載している情報に、利用ルールをつけることで、オープンデータとすることができます。

- 利用ルールには、二次利用可能であること、利用の際の条件、免責事項などについて記載します。

- オープンデータでは、コンピュータが処理しやすいデータが適しています。より使いやすいデータとするためには、CSV形式のファイルがオススメです。

Contents

１．はじめに

２．オープンデータを公開するための基本的な作業

３．オープンデータを継続していくための取り組み

４．【補足】e-learningの紹介

Contents

３．オープンデータを継続していくための取り組み
(1) 公開したオープンデータを更新する
(2) オープンデータを拡充する

３．オープンデータを継続していくための取り組み

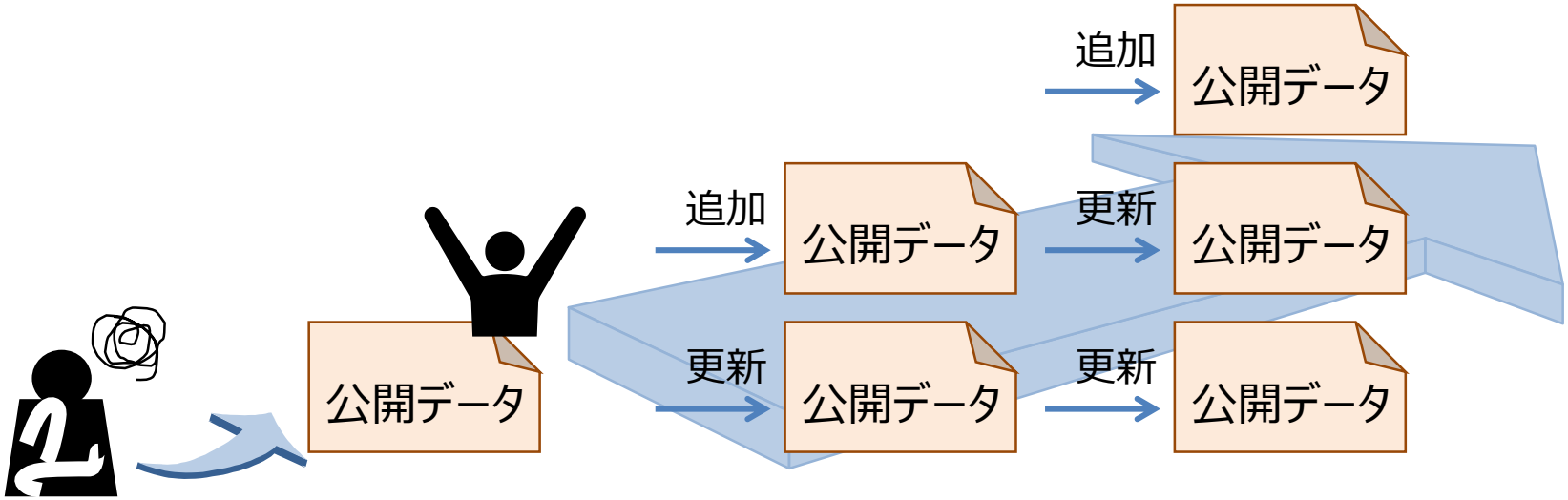

まずはオープンデータをはじめてみよう

データ内容を新しくしたり、
公開するデータを増やしていこう

オープンデータを継続していくための取り組み

(1) 公開したオープンデータを更新する

(2) オープンデータを拡充する

(1) 公開したオープンデータを更新する

公開データの内容に合わせて、データを更新する

データの内容に応じて、更新方法や更新タイミングを決めます。

更新方法の例

更新方法	データの例（推奨データセット）
オープンデータの内容を、新しいものに置き換える	01.AED設置箇所一覧
新しくオープンデータを追加していく	11.地域・年齢別人口

更新タイミングの例

更新タイミング	データの例（推奨データセット）
随時変更が発生する ⇒団体内でオープンデータを更新する周期を決める	06.イベント一覧
元のデータの更新に合わせて、定期的にオープンデータの変更や追加を行う	11.地域・年齢別人口

(2) オープンデータを拡充する

オープンデータをより良くするため、データの内容を改善していく取り組みが大切です。
データの内容の改善には、いくつかの観点があります。

データの内容の改善

- 公開するデータを追加する
- 公開しているデータの内容（項目）を追加する
- 公開しているデータのファイル形式を追加する

(2) オープンデータを拡充する

公開しているデータの内容（項目）を追加する

◆ 当初公開するオープンデータ

項目No.	項目名	記入例
1	NO	3
2	名称	○○小学校
3	名称_カナ	○○ｼｮｳｶﾞｯｺｳ
4	住所	北海道札幌市厚別区2-○-○
5	方書	○○ビル1階
6	緯度	
7	経度	
8	標高	
9	電話番号	000-000-0000

オープンデータの内容追加

◆ 内容を追加して公開

項目No.	項目名	記入例
1	NO	3
2	名称	○○小学校
3	名称_カナ	○○ｼｮｳｶﾞｯｺｳ
4	住所	北海道札幌市厚別区2-○-○
5	方書	○○ビル1階
6	緯度	43.064310
7	経度	141.346814
	標高	30.5
	電話番号	000-000-0000

出典：平成29年12月22日　内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
「データ項目定義書（ベータ版）第0.1版　2017/12/22」

(2) オープンデータを拡充する

公開しているデータのファイル形式を追加する

◆ 当初公開するオープンデータ

画面に直接記載

PDF形式

画面にファイルを掲載

オープンデータの
ファイル形式追加

◆ 新たなファイル形式で公開

画面に直接記載

PDF形式

画面にファイルを掲載

CSV形式

(2) オープンデータを拡充する

幅広く利用されるオープンデータとしていくために、公開しているデータを、いくつかの観点で見直すことも有効です。

オープンデータの使いやすさを確認するための観点	
1.データの探しやすさ	・中身のデータが分かりやすいファイル名称になっているか ・スマートフォンからも閲覧しやすいレイアウトになっているか
2.データの鮮度	・公開データは定期的に更新しているか
3.データの追加・拡大	・推奨データセットの中で新たに公開できそうなデータはあるか ・公開データの追加を定期的に行なっているか ・利用者のニーズを確認し、データ選定の参考にしているか
4.二次利用のしやすさ	・機械判読が容易なデータ形式（CSV等）で公開しているか

Contents

１．はじめに

２．オープンデータを公開するための基本的な作業

３．オープンデータを継続していくための取り組み

４．【補足】e-learningの紹介

４．【補足】e-learningの紹介

① e-learning

- 「研修ポータル」では、本研修よりも幅広い内容の教材を、「e-learning」として提供しています。
- 「e-learning」では、研修ポータルに掲載されている各種教材をダウンロードし、自身のパソコン等で表示、もしくは印刷した上で、各自で学習していただくことができます。

「e-learning」は12月中に公開を予定しています。

４．【補足】e-learningの紹介

② Web演習

- 「研修ポータル」の「e-learning」では、「Web演習」として、各自で作成したオープンデータ（CSV形式のファイル）を「研修ポータル」上に登録することができます。
- 登録したファイルは、項目の表記方法など、いくつかのチェックを行います。その結果も「研修ポータル」上で確認していただくことができます。

「Web演習」は12月中に公開を予定しています。

END

オープンデータ化支援研修

～第2部　オープンデータを公開するための手順～